

令和8年 3月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和8年 3月 19日 午後 2時00分 日光市役所本庁舎会議室

出席農業委員	11名	1番 川村 耕一	2番 沼尾 綾乃	3番 池田 雄一	4番 阿久津一男
		5番 川村 光代	6番 渡邊 毅	7番 小池 毅	8番 手塚 幸子
		9番 神山 守	10番 佐藤 修一	11番 吉原 浩之	
欠席農業委員	なし				
出席推進委員	18名	12番 大嶋 明男	13番 秋元 光藏	14番 北山 隆	15番 伏木 俊夫
		16番 大島 一比古	17番 酒主 学	18番 福田 重勝	19番 星野由紀夫
		20番 福田 正明	21番 佐々木 俊久	22番 大貫 宣秀	23番 西巻 光次
		24番 福田 浩一	25番 福田 隆夫	26番 大島 昭吾	27番 村上 隆
		28番 富田 順子	29番 青木 容子		
欠席推進委員	なし				
傍聴人	なし				
事務局	局長	大嶋 正浩 係長 吉澤喜代子 副主幹 佐藤 達起 主査 鶴見 英明			
農業公社	局長	常盤 紀生			

日程		件 名
1	—	議事録署名人の指名
2	—	会期の決定
3	報告第 7号	農地法第4条の規定による許可書の交付について
4	報告第 8号	農地法第5条の規定による許可書の交付について
5	報告第 9号	農地法第18条(通知)について
6	報告第 10号	農用地利用集積等促進計画の決定の取り消しについて
7	推薦第 1号	日光市農業農村男女共同参画推進委員の推薦について
8	推薦第 2号	日光市野生鳥獣対策協議会委員の推薦について
9	議案第 18号	農地法第3条の規定による許可申請について
10	議案第 19号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
11	議案第 20号	農地法第5条の規定による許可申請について
12	議案第 21号	非農地判断願について
13	議案第 22号	非農地証明願について
14	議案第 23号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について
15	議案第 24号	令和8年度最適化活動の目標の設定等について
16	議案第 25号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

事務局 長 | それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。
 よろしく願いいたします。
 はじめに、本日の出席委員は、農業委員11名全員であります。
 農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。
 推進委員につきましては、18名全員の出席であります。
 なお、本日の傍聴人はいらっしゃいません。
 議長 | ただ今から、令和8年3月 日光市農業委員会総会を開会いたします。
 本日の議事日程について事務局長に朗読させます。

事 務 局 長 議 長	<p>(議事日程を朗読)</p> <p>それでは、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人については、私、議長において指名したいと思います。 3番 池田雄一委員、4番 阿久津一男委員を指名いたします。 よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>日程第2「会期の決定」を行います。 本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議 ございませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 よって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決めます。</p>
議 長	<p>日程第3、報告第7号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」を議題 とし、事務局の説明を求めます。 (佐藤副主幹挙手) はい、佐藤副主幹。</p>
佐 藤 副 主 幹	<p>総会資料1ページをお開きください。 報告第7号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」ご説明いたしま す。 先月許可書を交付しました4条申請案件は2件ございました。 申請人、土地の所在等は資料のとおりです。 総会審議日は令和8年2月19日。許可は令和8年2月19日付け指令番号：日農 委指令第4-6号から第4-7号にて許可書を交付しております。 以上です。</p>
議 長	<p>報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし」の声あり) それでは、次に移ります。</p>
議 長	<p>日程第4、報告第8号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題 とし、事務局の説明を求めます。 (佐藤副主幹挙手) はい、佐藤副主幹。</p>
佐 藤 副 主 幹	<p>総会資料2ページをお開きください。 報告第8号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたしま す。 先月許可書を交付しました5条申請案件は2件ございました。 譲渡人、譲受人、土地の所在等は資料のとおりです。 総会審議日は令和8年2月19日。 1件につきましては、令和8年2月19日付け指令番号：日農委指令5-55号に より許可証を交付しております。 もう1件につきましては、栃木県農業会議の常設審議会による意見聴取を経ての許 可となりましたので、令和8年2月27日付け指令番号：日農委指令第5-57号に て許可証を交付しております。 以上です。</p>
議 長	<p>報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし」の声あり) それでは、次に移ります。</p>

議 長	<p>日程第5、報告第9号「農地法第18条（通知）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。</p> <p>（ 鶴見主査挙手 ）</p>
鶴 見 主 査	<p>はい、鶴見主査。</p> <p>報告第9号「農地法第18条（通知）」についてご説明いたします。総会資料は3ページから8ページになります。</p> <p>本案件は農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。渡人・受人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は資料のとおりです。議案書の件数は11件で、1番から2番が市農業公社、3番から11番が農地中間管理事業の貸借権の解約となります。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議 長	<p>報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。</p> <p>（ 「なし」の声あり ）</p> <p>それでは、次に移ります。</p>
議 長	<p>日程第6、報告第10号「農用地利用集積等促進計画の決定の取り消しについて」を議題とし、事務局の説明を求めます。</p> <p>（ 鶴見主査挙手 ）</p>
鶴 見 主 査	<p>はい、鶴見主査。</p> <p>議案第10号「農用地利用集積等促進計画の決定の取り消しについて」ご説明いたします。</p> <p>総会資料は9ページになります。</p> <p>本案件は、令和7年11月19日に農用地利用集積等促進計画が議決され、その後、渡人が死亡したことを確認したことによるものです。</p> <p>なお、当該土地につきましては利用権の設定が予定されております。</p> <p>以上報告いたします。</p>
議 長	<p>報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。</p> <p>（ 「なし」の声あり ）</p> <p>それでは次に移ります。</p>
議 長	<p>日程第7、推薦第1号「日光市農業農村男女共同参画推進委員の推薦について」を議題とし、事務局の説明を求めます。</p> <p>（ 吉澤係長挙手 ）</p>
吉 澤 係 長	<p>はい、吉澤係長。</p> <p>推薦第1号「日光市農業農村男女共同参画推進委員の推薦について」ご説明いたします。</p> <p>総会資料10ページをお開きください。</p> <p>日光市農業農村男女共同参画推進委員会は、21世紀の農業の持続的な発展を図り、豊かで活力ある開かれた農業及び農村を実現するために、行政、農業団体及び農業者が一体となって日光市農業農村男女共同参画推進ビジョンを推進することを目的として、設置されております。</p> <p>本案は、日光市農業委員会の委員から、日光市農業農村男女共同参画委員1名の推薦を求めるものです。</p> <p>任期は令和8年4月1日から令和13年3月31日までとなっております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、皆さまにお諮りいたします。</p> <p>選任につきましては、いかがいたしましょうか。</p>

(吉原委員挙手)
 はい、吉原委員。
 議長一任でお願いいたします。
 議長一任の声がありました。
 議長が指名することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」の声あり)
 それでは、現委員の佐藤修一委員を留任ということで指名したいと思います。
 佐藤修一委員を推薦することに賛成の委員の挙手を求めます。
 (全員挙手)
 挙手全員であります。
 よって、日光市農業農村男女共同参画推進委員に、10番 佐藤修一委員を推薦することに決しました。
 それでは、次に移ります。
 日程第8、推薦第2号「日光市野生鳥獣対策協議会委員の推薦について」を議題とし、事務局の説明を求めます
 (吉澤係長挙手)
 はい、吉澤係長。
 推薦第2号「日光市野生鳥獣対策協議会委員の推薦について」ご説明いたします。
 総会資料11ページをお開きください。
 日光市野生鳥獣対策協議会は、野生鳥獣による生活環境及び農林水産物への被害並びに自然生態系への影響について、適正な野生鳥獣の被害対策等を調査、検討し、その推進に当たるため、設置されています。
 本案は、日光市農業委員会委員から日光市野生鳥獣対策協議会委員1名の推薦を求めるものです。
 任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日までとなっております。
 以上です。
 説明が終わりました。
 ここで、皆さまにお諮りいたします。
 選任につきましては、いかがいたしましょうか。
 (吉原委員挙手)
 はい、吉原委員。
 議長一任でお願いいたします。
 議長一任の声がありました。
 議長が指名することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」の声あり)
 それでは、同じく現委員の神山守委員を指名いたします。
 神山守委員を推薦することに、賛成の委員の挙手を求めます。
 (全員挙手)
 挙手全員であります。
 よって、日光市野生鳥獣対策協議会委員は、9番 神山守委員を推薦することに決しました。
 どうぞよろしくお願いいたします。
 それでは、次に移ります。
 日程第9、議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
 今月の現地調査は、意見要請活動部会が担当しております。

はじめに、川村部会長から全体説明をお願いいたします。
(川村耕委員挙手)

川村耕委員 はい、川村部会長。
今回の現地調査は3月17日に議案が多かったものですから、3班体制で行いました。

1班は私、酒主学委員、富田順子委員が対応いたしました。
2班は、池田雄一副部会長、福田浩一委員が対応いたしました。
3班は星野由紀夫委員、小池会長が対応いたしました。
案件の内容ですが、3条申請が5件、5条申請が2件、非農地判断が3件、非農地証明願が6件の合計16件を現地調査いたしました。

担当であります、12ページの3条の1番と2番も福田浩一委員、3番は酒主学委員、4番は福田浩一委員。13ページの5番は酒主学委員。
続きまして17ページの5条の1番は星野由紀夫委員、2番は富田順子委員。18ページの非農地判断は1番から3番まで私、川村が行います。19ページの非農地証明願については1番を星野由紀夫委員、2番と3番は富田順子委員、4番は酒主学委員、5番は事務局で説明です。6番は星野由紀夫委員、7番は池田雄一副部会長が報告いたします。よろしくをお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、番号1番、2番は関連しますので、一括して担当委員の報告を求めます。

(福田浩委員挙手)

福田浩委員 はい、福田委員。
私は、総会資料12ページ、議案18号の1番と2番を担当しました。
一括で報告したいと思います。
本申請は、日光市町谷地内において、交換を目的とした3条申請です。
譲渡人・譲受人、申請地等は資料のとおりです。
申請地は、日光市轟小学校から南へ約500メートルに位置しています。
申請の1番がこちらの土地です。もう一カ所、2番の土地がこちらです。
登記簿地目は1番が畑、現況は田です。2番が登記簿地目は田で台帳は畑になって
いますが、現況は田になっています。
これが1番目の田です。2番目の土地は南の方に位置します。ご覧のとおり現況は畑ですけれども田になっています。
譲受人は、両名とも経営農地を適切に管理しており、1番は家族2名で水稻を作付けしております。2番も水稻栽培をしていて、3人で水稻を栽培しております。利用権はありません。

議長 以上、問題がないと思われるので、審議のほどよろしくをお願いいたします。
ありがとうございます。

池田委員 次に、現地調査の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。
(池田委員挙手)

池田委員 はい、池田副部会長。
両人とも、しっかりと田を管理しておりますので、部会内で検討した結果、交換妥当と判断いたしました。

議長 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

議長 (「なし」の声あり)
それでは質疑を終結し、採決いたします。
番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めま

す。

（ 全員挙手 ）

議 長 挙手全員であります。
よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして、番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

議 長 挙手全員であります。
よって、2番は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

（ 酒主委員挙手 ）

酒 主 委 員 はい、酒主委員。
総会資料12ページ議案第18号の3番です。
本申請は、日光市猪倉地内において、売買を目的とした3条申請です。
譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。
案内図による説明です。申請地は、日光市立猪倉小学校から南へ約1.7キロメートルに位置しています。
公図による説明です。申請地の登記簿地目は田、台帳は田となっておりますが現況は畑です。
写真をお願いします。こちらが申請地になります。譲受人の自宅がこちらの後ろになりますので、自宅の前が譲受人の土地になります。以前から、譲受人はこの農地を借りて野菜を作っている状況です。
以上のことから譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族2人で水稻、野菜等の作付けをしており、取得する農地でも野菜の作付けを行う計画です。利用権はありません。以上です。

議 長 ありがとうございます。
次に、現地調査の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。

（ 川村耕委員挙手 ）

川 村 耕 委 員 はい、川村部会長。
写真のとおり、きれいに野菜等を栽培しておりますので、部会内では売買妥当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

（ 「なし」の声あり ）

議 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。
番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

議 長 挙手全員であります。
よって、番号3番は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。

（ 福田浩委員挙手 ）

福 田 浩 委 員 はい、福田委員。
総会資料12ページ、議案18号の4番です。
本申請は、日光市塩野室地内において、売買を目的とした3条申請です。

		譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。
		案内図による説明です。申請地は、日光市立小林小学校から西へ約3.2キロメートルに位置しています。
		公図による説明です。申請地は、南側が道路で、西と東が農地、北側は山林になっています。
		写真による説明です。これが申請地で農地。何か撒いたような跡があるのですが、雑草はそんなに生えてなくて、すぐ利用できるような感じになっております。譲受人は塩谷町に本店を置く資本金1,000万円の株式会社で、農地所有適格法人です。令和6年4月設立です。従業員は3名で、申請地では、麦を作付けする予定です。利用権はありません。
		以上のことから問題はないと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。
議	長	ありがとうございました。
		次に、現地調査の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。
		(池田委員挙手)
池田委員		はい、池田副部会長。
		受人の方はしっかりとした株式会社ですので、部会内で検討した結果、売買妥当と判断いたしました。
		ご審議のほどよろしく願いいたします。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
		ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
		(「なし」の声あり)
議	長	それでは質疑を終結し、採決いたします。
		番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	挙手全員であります。
		よって番号4番は、原案のとおり許可することに決しました。
		続いて番号5番について担当委員の報告を求めます。
		(酒主委員挙手)
酒主委員		はい、酒主委員。
		総会資料13ページになります。議案第18号の5番です。
		本申請は、日光市板橋地内において、売買を目的とした3条申請です。
		譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。
		案内図による説明です。申請地は3筆で、日光市立落合中学校から北東へ約1.1キロメートルに位置しています。
		公図による説明です。申請地は3筆とも登記簿地目は畑、台帳も畑となっております。
		写真により説明です。こちらは去年の夏に、隣接地の3条申請がありまして、私が担当しました。その時もこのように篠竹がいっぱい生えていたのですが、今回行ったらきれいになっていました。そういう状況なので、譲受人は経営農地を適切に管理していました。取得する農地では、果樹・栗の作付けを行う計画です。利用権はありません。
		こちらが3筆目ですが、写真にないのですが伐根した根っこなどがありましたので、ずいぶんきれいに管理している方だと思えます。以上です。
議	長	ありがとうございました。
		次に、現地調査の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。

（ 川村耕委員挙手 ）

川村耕委員 はい、川村部会長。
見えないところですけども、周りにも畑があってこの手前の畑もきれいに管理されておりました。ここも売買後はきれいにして、果樹と野菜を栽培する予定です。部会内で検討した結果、売買妥当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

議長 （ 「なし」の声あり ）
それでは質疑を終結し、採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議長 （ 全員挙手 ）
挙手全員であります。よって、番号5番は原案のとおり許可することに決しました。それでは、次に移ります。

議長 長 日程第10、議案第19号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題とします。
番号1番から7番までは関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹 （ 佐藤副主幹挙手 ）
はい、佐藤副主幹。
議案第19号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」ご説明いたします。
総会資料は14ページから16ページとなります。
先ほどお話ありましたように、7件ございますが一括で説明をさせていただきます。
変更内容は「事業の承継」及び「工期計画」の変更となります。全件同じ事業者間での承継となります。
変更理由ですが、申請者（承継する元の者）は当初太陽光発電設備を目的とし、農地法第5条による転用許可を受けましたが、急遽、工事部門を縮小することになり、施工が困難となりました。そのため発電設備の最終ユーザー、つまり転用後太陽光発電を設置し、最終的に譲り渡す予定だったユーザーが承継者として自ら施工を行うということになったものであります。
なお、同事業者に対しましては、これまで9件の5条許可を行っておりますが、残りの2件につきましては現在検討中とのことです。
ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 長 説明が終わりました。
ご質問等ございましたらお受けいたします。

神山委員 （ 神山委員挙手 ）
はい、神山委員。
変更後の業者ですが、初めて聞く事業者ですけど、日光市の事業として何か以前携わったような実績はあるのですか。

議長 長 （ 佐藤副主幹挙手 ）
はい、佐藤副主幹。
こちらの会社は、日光市内で転用の許可実績はないですが、過去に転用許可を出した場所について、最終的に権利を買い取って、現在何か所か事業を行っているということですよ。

議	長	他に何かご質問ございますか。 (佐々木委員挙手)
		はい、佐々木委員。
佐々木委員		この会社は数カ月前、かなり日光市内で太陽光やっていましたよね。 受けてくれる方がいたからいいけれど、今後、会社によっては途中でダメになっちゃったよ、タイミングが悪かったってことが出てこないとも限らない。 去年か一昨年、発言があったと思いますが、許可が下りたにも関わらず、まだベニヤのままで太陽光発電を作っていないような場所も、落合地区に見受けられます。そういう事例があるから本当に、これ気をつけて見ないと危ないことだなと、今日感じました。以上です。
議	長	ご意見ということでよろしいですか。
佐々木委員		意見というか何というか、気をつけなくちゃならないなど。
議	長	そうですね。第三者というか業者ですので、一番、影響というか被るのは渡人ということになるかと思えます。 申請段階で、十分そういった前例をよく見極めたいと思えます。
議	長	他に何かご質問ございますか。 (「なし」の声あり)
議	長	それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号1番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	挙手全員であります。 よって、番号1番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。
議	長	続きまして、番号2番について採決いたします。 番号2番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	挙手全員であります。 よって、番号2番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。
議	長	続きまして、番号3番について採決いたします。 番号3番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	挙手全員であります。 よって、番号3番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。
議	長	続きまして、番号4番について採決いたします。 番号4番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	挙手全員であります。 よって、番号4番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。
議	長	続きまして、番号5番について採決いたします。 番号5番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議	長	(全員挙手) 挙手全員であります。 よって、番号5番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。
議	長	続きまして、番号6番について採決いたします。 番号6番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議	長	(全員挙手) 挙手全員であります。 よって、番号6番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。
議	長	続きまして、番号7番について採決いたします。 番号7番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議	長	(全員挙手) 挙手全員であります。 よって、番号7番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。 それでは、次に移ります。
議	長	日程第11、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。
星野委員		(星野委員挙手) はい、星野委員。 総会資料17ページの議案第20号の1番を担当しました。 譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。 本申請は、今市地内において売買により一般住宅を目的とした5条申請です。 申請地は、東武下今市駅から東へ約650メートルに位置しています。農地区分は第3種農地であり、農振農用地には該当しません。 公図による説明です。登記簿地目は田、現況は田です。周囲の状況は、東側は雑種地、西側は宅地、南側は道路、北側は山林です。 土地利用図による説明です。譲受人は現在実家で両親と同居していますが、結婚し子供も生まれ、住宅が手狭になったことから、住居を新築するため今回の申請に至りました。 敷地内に建築面積57.55平方メートルの木造二階建て住宅を建築する計画です。給排水は公共の上下水道に接続します。雨水は敷地内浸透処理とします。 北側境には、80センチのブロックを積み、道路の面に対して敷地が多少低いために土盛りをします。こちらは安全にブロックが入っていますので問題ないと思います。 写真による説明です。こちらが北側になります。こちらにブロックが入ります。こちら道路ですね、道路の面と多少低くなっているために土盛りをします。 以上のことから周りに及ぼす影響もないと思われれます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	ありがとうございました。 次に、現地調査の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。
川村耕委員		(川村耕委員挙手) はい、川村部会長。 部会内で検討した結果、売買妥当と判断いたしました。 ご審議のほどよろしく願います。

議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 (「なし」の声あり)
議	長	それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	挙手全員であります。 よって、番号1番は原案のとおり許可することに決めます。
議	長	続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。 (富田委員挙手)
富田委員		はい、富田委員。 総会資料17ページの議案20号の2番です。 譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。 本申請は、小代地内において売買により、中古自動車展示場を目的とした5条申請です。 申請地は、東武下小代駅から西へ約250メートルに位置しています。 農地区分は第3種農地であり、農振農用地には該当しません。 公図による説明。登記簿地目は田、現況は雑種地です。周囲の状況は、東側は水路、西側は道路、県道です。南側は水路、北側は宅地です。 申請理由ですが、譲受人は日光市内に本店を置き、自動車の修理・販売を主な業務とする、昭和62年に設立された資本金約300万円の法人です。 今回、申請地の所有者に同意を得ることができたため、中古自動車展示場として譲受け、利用したく申請に至りました。 ここが申請地で、隣が宅地を挟んでさらに後ろ側に自動車修理工場を持っています。立会人の説明ですと、大きい自動車を修理することが多くて、小さい車の展示スペースがないためこちらを利用したいと思ったそうです。 申請地を3台分の軽トラックのような中古自動車の展示場にする計画です。こちら結構大きな水路があるのですが、ここには15センチくらいの擁壁がありまして、水路に及ぼす影響はないと思われます。砂利を敷いて利用するかをお聞きしたところ、このまま利用するとのことでした。 雨水は敷地内自然浸透で、給排水はありません。 写真です。こちらが県道70号で、こちらから出入りするそうです。こちらにはすでに15センチくらいの擁壁があります。平らに見えるのですが、ここと、奥の田とはかなりの段差があります。この間に結構大きな水路がありました。 以上です。
議	長	ありがとうございます。 次に、現地調査の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。 (川村耕委員挙手)
川村耕委員		はい、川村部会長。 いま説明をしたとおりで、部会内で協議した結果、売買妥当と判断いたしました。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 (「なし」の声あり)
議	長	それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めま

す。

（ 全員挙手 ）

議 長 挙手全員であります。
よって、番号2番は、原案のとおり許可することに決しました。
それでは、次に移ります。

議 長 日程第12、議案第21号「非農地判断願について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。

（ 川村耕委員挙手 ）

川 村 耕 委 員 はい、川村委員。
総会資料18ページ、議案第21号の1番です。
本申請は、日光市瀬尾地内において、耕作困難な農地となっている案件です。
願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。
案内図による説明です。願出地は3筆で、旧日光市立小百小学校から南へ約800メートルのところに位置しています。
公図による説明です。願出地の登記簿地目は3筆とも畑です。
土地利用計画図による説明です。願出地は傾斜地で、狭長な形状、または平坦部より法面の面積が大きい状況です。平面図だとわからないので、後で写真で説明します。
願出地の〇〇〇〇—〇番および〇〇〇〇—〇番は傾斜地であり、狭長な形状です。また、〇〇〇〇番は他人所有の畑と畑の間に位置し、平坦部より法面の面積が大きい状況です。隣接地の所有者がまた別の人間で、この持ち主はこちらの方になっております。3筆とも農地として利用が困難な状況です。
説明は以上となりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
次に、現地調査の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。

（ 池田委員挙手 ）

池 田 委 員 はい、池田副部会長。
部会内で検討した結果ですけれども、見たとおりで再生利用が困難な農地という判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

（ 手塚委員挙手 ）

手 塚 委 員 はい、手塚委員。
〇〇〇〇番は、今後は何になるのですか。道路になるのでしょうか。持ち主は向こうのお家の方らしいですけど、そこを通っているわけですか。

川 村 耕 委 員 何か手を加えるわけじゃなくて、ただ雑種地として残る形だと思います。
ここは歩けるだけのスペースしかなく人が行き来できる程度で、車は通れない状況です。
ここここは、先月の小百地内の案件で、譲受人が店舗で使用する野菜を作るという形で求めた土地です。その間にこの土地が入っています。この土地の方とこの土地の方は、また別の方なので使い道はないのですけども、非農地判断ということで、よろしくお願いいたします。

議 長 先月購入した、売買の関係もあって、それに合わせて整理したというイメージでよろしいでしょうかね。

手 塚 委 員 上の人が使うという事はないのでしょうか。使わないけど、通り道にはどうなのか。なって。「それはうちの土地だから入るな」とか。

川村 耕 委 員	上下の隣地の方に、ここの土地購入を打診したけれど、どちらの方もいらないと。そういう理由でここは残ってしまって、この方の土地とこの方の土地が一緒になるって形なので、ここを非農地判断ということで申請が出ています。
手塚 委 員 議 長	ありがとうございます。 よろしいですか、ほかに何かご質問ございますか。 (「なし」 の声あり)
議 長	それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号1番について、原案のとおり非農地の判断について、妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	挙手全員であります。 よって、番号1番は、原案のとおり非農地の判断について、妥当とすることに決しました。
議 長	続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。 (川村耕委員挙手)
川村 耕 委 員	はい、川村部会長。 総会資料18ページ、議案21号の2番です。 本申請は、日光市明神地内において、山林化している案件です。 願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。 案内図による説明です。願出地は2筆で、日光市立落合中学校から北へ約2キロメートルのところに位置しています。 公図による説明です。願出地の登記簿地目は2筆とも畑です。 土地利用計画図による説明です。願出地は、昭和50年頃から耕作をしていないため、山林化している状況です。 現地写真による説明です。 これが願出地の〇番地のところですね。こちらが願出地の〇番地のところですね。竹等が繁茂して山林化している状況で再生利用が困難な農地となっております。 説明は以上になりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。 次に、現地調査の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。 (池田委員挙手)
池田 委 員	はい、池田副部会長。 部会内で検討した結果、写真のとおり山林化していて、再生利用は困難な農地だというかたちで判断いたしました。
議 長	ご審議のほどよろしくお願いいたします。 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 (「なし」 の声あり)
議 長	それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号2番について、原案のとおり非農地の判断について妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	挙手全員であります。 よって、番号2番は、原案のとおり非農地の判断について妥当とすることに決します。
議 長	続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

（ 川村耕委員挙手 ）

川村耕委員 はい、川村部会長。
 総会資料同じく18ページ、議案第21号の3番です。
 本申請は、日光市板橋地内において、山林化している案件です。
 願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。
 案内図による説明です。願出地は、日光市立落合中学校から東へ約1.3キロメートルのところに位置しています。
 公図による説明です。願出地の登記簿地目は畑です。
 土地利用図による説明です。願出地は、昭和60年頃から耕作をしていないため、山林化している状況です。
 写真による説明です。この奥までずっと入っているのですが、こちらですね。篠竹が繁茂している状態でありました。
 説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。
 ありがとうございます。

議長 次に、現地調査の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。

（ 池田委員挙手 ）

池田委員 はい、池田副部会長。
 部会内で検討した結果、写真のとおり山林化しておりますので、再生利用が困難な農地という判断をいたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。
 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
 ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

議長 （ 「なし」の声あり ）
 それでは質疑を終結し、採決いたします。
 番号3番について、原案のとおり非農地の判断について妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議長 （ 全員挙手 ）
 挙手全員であります。
 よって、番号3番は、原案のとおり非農地の判断について妥当とすることに決めます。
 それでは、次に移ります。

議長 日程第13、議案第22号「非農地証明願について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。

（ 星野委員挙手 ）

星野委員 はい、星野委員。
 総会資料19ページ、議案第22号の1です。
 本申請は、日光市中宮祠地内において、宅地として利用している案件です。
 願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。
 案内図による説明です。願出地は、日光市役所中宮祠出張所から北西へ約5.8キロメートルのところに位置しています。
 公図による説明です。願出地は2筆で、登記簿地目は畑です。
 土地利用計画図による説明です。願出地の〇〇〇〇—〇については昭和63年頃に居宅を新築し、平成12年頃に倉庫を新築しております。また〇〇〇〇—〇については、昭和57年頃に農業用倉庫を建築しており2筆とも現在まで宅地として利用しています。
 空中写真による説明です。ちょっと見づらいですけど、この2か所です。平成12年撮影の空中写真が添付されており、26年以上宅地として経過しております。
 以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。
次に、現地調査の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。
(川村耕委員挙手)

川 村 耕 委 員 はい、川村部会長。
写真で見える限り建物は建っておりまして、部会内で検討した結果、証明妥当と判断いたしました。
ご審議のほどよろしく願います。

議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
(「なし」の声あり)

議 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。
番号1番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 挙手全員であります。
よって、番号1番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

議 長 続まして、番号2番について担当委員の報告を求めます。
(富田委員挙手)

富 田 委 員 はい、富田委員。
総会資料19ページ、議案第22号の2です。
本申請は、日光市瀬尾地内において、宅地として利用している案件です。
願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。
案内図による説明です。先ほど川村部会長が説明したところです。願出地は、旧日光市立小百小学校から南へ約800メートルのところに位置しています。
公図による説明です。願出地の登記簿地目は畑です。
土地利用計画図による説明です。願出地は、戦前より現在の市道から宅地への進入路及び庭として利用しています。
建物評価証明による説明です。明治20年建築の建物評価証明が添付されております。
先ほど川村部会長が説明したのはこちらと、こちらの土手だったと思います。こちらに自宅があるのですが、元々はカメラの方向にお地蔵さんがありまして、そこへの参道が以前からあったようです。こちらの道路は、もう一軒お家があるのですが、その共同の進入道路として作られたものです。以上です。

議 長 ありがとうございます。
次に、現地調査の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。
(川村耕委員挙手)

川 村 耕 委 員 はい、川村部会長。
写真で見える限り非農地かなっていう風で、部会内で検討した結果、証明妥当と判断いたしました。
ご審議のほどよろしく願います。

議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
(「なし」の声あり)

議 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。
番号2番について、原案のとおり非農地の判断について妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議	長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって、番号2番は、原案のとおり非農地の判断について妥当とすることに決めます。</p>
議	長	<p>続きまして、番号3番の報告を富田委員お願いいたします。</p>
富	員	<p>総会資料19ページ、議案第22号の3です。</p> <p>本申請は、日光市森友地内において、宅地として利用している案件です。</p> <p>願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。</p> <p>案内図による説明です。願出地は、今市工業高等学校から南へ約600メートルのところに位置しています。</p> <p>公図による説明です。願出地の登記簿地目は畑です。</p> <p>土地利用計画図による説明です。願出地は、平成2年に共同住宅を建築し、〇〇〇〇—〇—〇及び〇〇〇〇—〇と一体的に宅地として利用しています。</p> <p>建物登記簿による説明です。平成2年建築の建物登記簿が添付されており、36年以上宅地として経過しています。</p> <p>この幅1.5から6メートル位で、これがずっと室外機のところを通って、後ろの畑まで続いておりました。以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、現地調査の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。</p> <p>(川村耕委員挙手)</p>
川	村	<p>はい、川村部会長。</p> <p>写真で見る限り、非農地なのかなど。ここも建物が一部かかっておりまして、部会内では証明妥当と判断いたしました。</p>
議	長	<p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。</p> <p>ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>それでは質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>番号3番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって、番号3番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。</p>
議	長	<p>続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。</p> <p>(酒主委員挙手)</p>
酒	主	<p>はい、酒主委員。</p> <p>総会資料19ページ、議案第22号の4番です。</p> <p>本申請は、日光市小代地内において、宅地として利用している案件です。</p> <p>願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。</p> <p>案内図による説明です。願出地は、東武日光線下小代駅から西へ約250メートルのところに位置しています。</p> <p>公図による説明です。願出地の登記簿地目は田です。</p> <p>土地利用図による説明です。願出地は、昭和49年に居宅及び物置を建築し、〇〇〇—〇〇と一体的に宅地として利用しています。</p> <p>建物評価証明による説明です。昭和49年建築の建物評価証明が添付されており、52年以上宅地として経過しています。</p> <p>こちらが現地の写真です。宅地への出入り口として利用しています。以上です。</p>

議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、現地調査の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。</p> <p>（川村耕委員挙手）</p>
川村耕委員		<p>はい、川村部会長。</p> <p>この先が、先ほど5条申請で出たところで、その続きですね。</p> <p>見るからに非農地ということで、部会内では証明妥当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。</p> <p>ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議	長	<p>それでは質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>番号4番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議	長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって、番号4番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。</p>
議	長	<p>続きまして、番号5番について事務局の説明を求めます。</p> <p>（鶴見主査挙手）</p>
鶴見主査		<p>はい、鶴見主査。</p> <p>それでは、総会資料20ページになります。議案第22号の5番です。</p> <p>本申請は、元々農振農用地であり、昨年8月の総会において農振除外についての審議をいただいた農地となります。</p> <p>今年2月に農振除外の手続きが完了いたしまして、今回の非農地証明願の申請となりました。なお、こちらにつきましては、農振除外申請時の利用状況に変更がないことから、今回は調査部会による現地調査は行わず、事務局からの説明のみとさせていただきます。</p> <p>願出地は2筆で、日光市大室地内において宅地として利用している案件です。</p> <p>願出人・願出地等はそれぞれ資料のとおりです。</p> <p>案内図による説明です。願出地は、日光市立大室小学校から北西へ約600メートルに位置しています。</p> <p>公図による説明です。願出地の登記簿地目は、2筆とも畑です。</p> <p>土地利用図による説明です。願出地は、昭和45年に隣接する〇〇〇に居宅を建築して以来、一体的に宅地として利用しています。</p> <p>建物登記簿による説明です。昭和45年建築の建物登記簿が添付されており、55年以上宅地として経過しております。</p> <p>現地の写真による説明です。奥が〇〇〇—〇、手前が〇〇〇—〇家の庭として利用している状況です。</p> <p>説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、ご質問等ございましたらお受けいたします。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議	長	<p>それでは質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>番号5番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議	長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって、番号5番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。</p>

議長 長 続きまして、番号6番について担当委員の報告を求めます。
(星野委員挙手)

星野委員 はい、星野委員。
総会資料20ページ、議案第22号の6です。
本申請は、日光市大室地内において、宅地として利用している案件です。
願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。
案内図による説明です。願出地は、日光市立大室小学校から北西へ約600メートルのところに位置しています。
公図による説明です。願出地の登記簿地目は畑です。
土地利用計画図による説明です。願出地は、昭和33年に倉庫を建築して以来、宅地として利用しております。
建物評価証明による説明です。昭和33年建築の建物評価証明が添付されており、67年以上宅地として経過しています。
こちら平面図です。空いている部分はもともと宅地になっております。こちらに倉庫が建っていたのを移動して、こちらに建てたということであります。
以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 長 ありがとうございます。
次に、現地調査の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。
(川村耕委員挙手)

川村耕委員 はい、川村部会長。
先ほど事務局が説明しました隣接の場所ですね。写真で見る限り、建物が建っております。証明妥当と部会内では判断いたしました。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
(「なし」の声あり)

議長 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。
番号6番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 長 挙手全員であります。
よって、番号6番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

議長 長 続きまして、番号7番について担当委員の報告を求めます。
(池田委員挙手)

池田委員 はい、池田副部会長。
総会資料20ページ、議案第22号の7です。
本申請は、日光市中三依地内において、宅地として利用している案件です。
願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。
現地には代理人が立ち会いました。
案内図による説明です。願出地は2筆で、日光市立三依小中学校から南へ約150メートルのところに位置しております。
公図による説明です。願出地の登記簿地目は2筆とも畑です。
土地利用計画図による説明です。願出地は、昭和50年に居宅および倉庫等を建築して以来、〇〇〇—〇及び〇〇〇—〇を一体的に宅地として利用しています。
建物評価証明による説明です。昭和50年建築の建物評価証明が添付されており、51年以上宅地として経過しております。

		<p>現地写真による説明です。見てのとおり宅地として使われております。所有者は売却希望で、現状のままでの売却希望をしております。ご審議のほどよろしく願います。</p>
議	長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、現地調査の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。</p> <p>（川村耕委員挙手）</p>
川村耕委員		<p>はい、川村部会長。</p>
議	長	<p>写真で見る限り、非農地証明かなということで、証明妥当と部会内では判断いたしました。ご審議のほどよろしく願います。</p>
議	長	<p>報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。</p> <p>ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議	長	<p>それでは質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>番号7番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議	長	<p>（全員挙手）</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、番号7番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。</p>
議	長	<p>以上、途中ではありますけれども、ここで10分間の休憩を取ります。</p> <p>休憩（16：45）</p> <p>再開（16：55）</p>
議	長	<p>議事を再開いたします。</p>
議	長	<p>日程第14、議案第23号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。</p>
鶴見主査		<p>（鶴見主査挙手）</p> <p>はい、鶴見主査。</p> <p>議案第23号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」ご説明いたします。</p> <p>本議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の第6の6（1）の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積等促進計画（案）」を決定するために審議を求められています。</p> <p>今月は「所有権移転」と「利用権設定」の案件がございます。</p> <p>まず、所有権移転の案件になりますが、総会資料21ページから23ページとなります。</p> <p>議案書の件数は6件、面積は6筆で10,646平方メートルとなります。</p> <p>「譲渡人」「譲受人」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりです。</p> <p>次に、利用権設定の案件ですが、総会資料は24ページから31ページになります。</p> <p>件数は12件、面積は58筆で99,543.00平方メートルとなります。</p> <p>「設定するもの（渡人）」・「設定を受けるもの（受人）」の住所・氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。</p> <p>以上の計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願います。</p>
議	長	<p>説明が終わりました。</p>

はじめに、議案書30ページの9番及び10番について、審議いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項「議事参与の制限」の規定により、6番 渡邊毅委員の退席を求めます。

(渡邊毅委員退席 15時56分)

議長 長 それでは、9番及び10番について、質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長 長 質疑を終結し、採決いたします。

それでは、9番及び10番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 長 挙手全員であります。

よって、議案第23条のうち、9番及び10番については、原案のとおり決定することに決しました。

議長 長 ここで、渡邊毅委員の着席を認めます。

(渡邊毅委員着席 15時57分)

議長 長 それでは、議案第23号のうち、9番及び10番以外の案件について審議いたします。

ご質問ございましたらお受けいたします。

(大島昭委員挙手)

大島昭委員 はい、大島委員。

今更ながらの質問で大変申し訳ないのですけれども、21ページの案件ですが、地元大桑町の案件で、農地中間管理機構が中に入って、所有権移転ということで。これ所有権移転登記は農地バンクの農業振興公社が登記嘱託というかたちで移転登記で、当事者は何もしないで良いということだと思っておりますけれども。農業振興公社に聞くことかもしれませんが、12、13ページの一般の農地の売買ですが、これ一般の農地の場合になると21ページの農用地利用集積等促進計画の売買と何が違うのだろうという疑問です。

21ページの地元の案件は圃場整備区域内です。受け手の人は大規模の担い手農家で、12、13ページは圃場整備の終わっていない区域なのかなと。買い手は担い手の方はないのかなと。そういう違いなのかなと思ったのですが。そもそも、この農用地利用集積等促進計画が止まっていればあまり疑問は起きないのですが、わけわかんない計画で。それから、23ページは矢野口とか荊沢とか森友とか吉沢とか入っていますが、ここは圃場整備をやっている区域なのですか。やっていて、買い手は担い手農家という理解なのでしょうか。どういうことならば農地バンクが介入する案件というのはなるのか。農地バンクが入ってくる案件は税金の特別控除とか、登記をしてくれるというメリットがあると思うのですが、違いがわからないのですが、わかる範囲で簡単に回答していただければありがたいです。

議長 長 これは、常盤局長で良いですか。では、常盤局長お願いします。

常盤局長 わかる範囲内で回答いたします。3条の売買と中間管理の売買は二者択一でございます。当事者の選択によって決められるわけです。今おっしゃいましたように、免税の要件もございますし、あとは登記です。当事者間で行うか、中間管理機構が嘱託で入るかの違いがあります。あとは根拠法が農地法と中間管理に関する法律で違います。中間管理で行った場合は議案として採決いたしますもので、農地法3条の許可は不要ということです。あとはですね、売買価格が3条の場合はある程度当事者間で決められるものなのですが、中間管理の場合は評価額、固定された評価額以上のものという下限がございます。一応、思いつくのはこんなところですか。

大島昭委員 どういう場合だと中間管理機構が入ってくるのか。圃場整備区域だからですか。

議長 (常盤局長挙手)

常盤局長 はい、常盤局長。

常盤局長 圃場整備区域、区域外、区別ございません。制限ございません。先ほどの説明で不足している点がございますが、その他の場所の案件につきましても圃場整備外の案件です。

議長 重複になりますが、3条売買の時には相対で司法書士さんをお願いして、司法書士さんが登記の申請書を作成するという続きになりますが、バンクの場合は事務を含めて代行しますので、その手間がないのが一番のメリットとされます。

議長 大島委員よろしいでしょうか。

議長 ほか何かご質問ございますか。

議長 (佐々木委員挙手)

佐々木委員 はい、佐々木委員。

佐々木委員 農業公社が関係している、年間利用権設定等の関わりを持っている面積はおよそ年間で何十ヘクタールくらい、今まで分をトータルすると何百ヘクタールくらい多分あると思うのだけど、そういう数字はわからないですか。

議長 (常盤局長挙手)

常盤局長 はい、常盤局長。

常盤局長 佐々木委員の利用権に関するご質問にお答えいたします。

常盤局長 件数と面積なのですが、本日の総会をもって年度締めしますので、2月末現在の集計でございます。今年度4月から2月までの利用権設定は259件。221ヘクタールでございます。

常盤局長 これは基盤法によります従来方式が昨年3月末をもって廃止になりましたもので、今申し上げた数字はすべて農地バンク方式によるものでございます。

常盤局長 これまでの累計は1,731件。1,433ヘクタールでございます。

常盤局長 内訳といたしまして、農地バンクが654件、668ヘクタール。基盤法によります従来方式が、1,077件、765ヘクタールでございます。

常盤局長 件数のわりに面積少ないのは、バンクの方が圃場整備で1筆あたり大きな面積を集約したため、バンクは件数のわりに面積が大きいというような実情でございます。関連いたしまして、担い手の人数は実数で239でございます。

常盤局長 今、農業者の間で課題になっておりますのが、事業によって担い手の定義が違うということで、交付金関係ですと、認定農業者であることが集約の要件だということで、事業によって違うと混乱を招く現状なのですが、今、私申し上げた担い手の数字は、単純に借り手さんの人数でございます。実数でございます。

常盤局長 基盤法とバンク両方で利用権設定されている方ももちろんございますので、延べでなくて実数でございます。

常盤局長 現行制度をおさらいいたしますと、昨年3月末で従来方式が廃止になりました。しかしながら、すべてが消滅・廃止ではなくて、従来方式であっても契約期間中は有効でございます。

常盤局長 現在、バンク方式と基盤法方式が併存。両方存在するような過渡期、移行期の状態にございます。従来方式の基盤法が契約満了した場合は、先ほど申し上げた農地法3条かバンク、先ほど大島委員おっしゃったのは売買ですが、利用権につきましても3条かバンクの選択になりますもので、順次そちらに書き換えていきたいと思っております。長くなり恐縮です。以上でございます。

佐々木委員 ありがとうございます。昨日の農業新聞に、来年度から大規模集約に対して10アール5万円を支出するとか、農地の集積あるいは集約か、そういった難しいような記事が出ていたので。そうすると今後は今までの基盤法はなくなったから、3条かバンクかどちらかで行くわけだね。国の集約・集積に対する助成金はあくまでもバンクを通じないとだめなんだね。

議長 (常盤局長挙手)

はい、常盤局長。

常盤局長 交付金関係について、わかる範囲内でお答えしたいと思います。

今までは地域集積の協力金。バンクを利用した方に利用率に応じて地域に移行しますよ、という案件だったのですが、今度、従来方式版がなくなりましたもので、バンクでも積極的にバンク利用というセールスがいらなくなったのかと思っております。

その代替手段といたしまして、集約のほうの交付金でございます。

集約は、実例上げれば圃場整備エリア。あちこちに点在いたします不整形の農地を一か所にまとめまして、きれいな正方形・長方形の田に整形いたします。担い手さんが行う集約、いわゆる団地化を行ったものに対して交付するという補助金が従来の集積の交付金の代替の措置なのかなと思います。以上でございます。

佐々木委員長 ありがとうございます。

議長 それでは、ほかに何かご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑を終結し、採決いたします。

議長 議案第23号のうち、9番及び10番以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第23号のうち、9番及び10番以外の案件については、原案のとおり決定することに決しました。

議長 それでは、次に移ります。

議長 日程第15、議案第24号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(佐藤副主幹挙手)

佐藤副主幹 はい、佐藤副主幹。

議長 議案第24号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律により、農業委員会は農地利用の最適化の推進に係る活動を実施することが義務付けられております。

具体的には、担い手への農地集積・集約化。遊休農地の発生防止・解消。新規参入の促進などがこれに該当いたします。その中で毎年最適活動の目標を定めることとされており、今回は来年度令和8年度の活動目標について、ご審議をお願いするものです。

議長 それでは、こちらの資料を改めてご覧ください。

1番ですが、農業委員会の状況につきましては、現状を記載するものとなっております。今年度は経営体数、耕地面積といった情報がまだ公表されておられません。例年はこの時期に公表されておりますので、最新の数字をお出ししているのですが、まだ出ておりませんので、前回と同じ数字を暫定的に入れさせていただきます。

議長 次のページをご覧ください。

2項目の最適化活動の目標につきましては、(1)現在の農地の集積率ですが、農地面積はこちらも確定しておられませんので、仮とはなりますが45.8%となり、昨年度の47.6%からは若干下がっている状態となっております。

集積面積自体も減っている状況ですが、今後は再び増えることを期待いたしまして、来年度の新規集積の面積につきましては、昨年と同じ面積。部会的には90ヘクタールを記載させていただきます。

その下の(2)遊休農地面積ですが、35ヘクタールとなっており、昨年度の47ヘクタールから大幅に減少しております。理由といたしましては、非農地判断を今年度積極的に進めたことなどが挙げられます。

次のページになります。

新規参入の促進につきましては、最新の情報を反映し、目標を設定しております。

下の2番、最適化活動の活動目標ですが、(1)日数目標につきましては、これまでと同様に1人につき6日を目標とさせていただきました。

その他、(2)の活動強化月間、(3)新規参入相談会の参加につきましては、今年度と同様の数字を目標とさせていただいております。以上です。

議長

説明が終わりました。

質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長

質疑を終結し、採決いたします。

議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第24号については、原案のとおり決定することに決しました。

それでは、次に移ります。

議長

日程第16、議案第25号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(佐藤副主幹挙手)

はい、佐藤副主幹。

佐藤副主幹

議案第25号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」ご説明いたします。

追加でお配りしましたこちらの議案第25号の方をご覧ください。

こちらの指針は農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地等の利用の最適化活動を進めていくための指針を定めたものとなります。

こちらを先ほどの議案第24号、最適化目標のベースとなるものとお考えいただければと思います。こちらの目標としましては、10年後に目指す農地の状況等を示したもので、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証見直しを行ってきたものであります。

本来は昨年度に行うべきものでしたが、今年度見直しとなっております。

今回の見直しの内容となりますが、指針は前回令和5年3月に改正されておりますが、その際、令和11年を最終目標としております。前回の改正時の想定と実績に相違してきたものがありますので、今回はそちらを見直しをさせていただきました。

2ページ目をご覧ください。

中段に、管内農地面積、そして遊休農地面積を記載した表がございます。

こちらが一番下の段にあります令和11年、こちらが当初想定しました10年後の目標値となりますが、上の段の「当初目標」とありますが、前回改正時の目標数値となります。

今年度までに農地面積と遊休農地面積が想定よりも減少したため、最新の実績をもとに再計算したものが下の段の「目標」と書かれた数値となります。

続きまして3ページをご覧ください。

下のほうに集積面積及び集積率を記載した表がございます。

先ほどと同様に令和11年を最終目標としておりまして、上の段の「当初目標」が

前回改正時の目標数値、下の段が見直しを行った目標となります。

こちらにつきましては前回よりも集積が進んだことから、目標値を高い数字に修正しております。なお、集積面積につきましては、日光市農政課におきまして、令和13年に45%という目標があり、それに合わせて前回設定しておりますが、すでにそちらを上回っております。

今後、農政課で目標値の見直しを行うかと思っておりますので、その際には再度見直すことになるかと思っておりますので、今回は暫定的な数値とさせていただきます。

今回の見直しの対象とさせていただきましたのはこちら、以上の2か所のものとなります。よろしく願いいたします。

説明が終わりました。

質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし」の声あり)

質疑を終結し、採決いたします。

議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第25号については、原案のとおり決定することに決しました。

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

これを持ちまして、令和8年3月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。
大変お疲れさまでした。

(閉会) 午後4時21分

議

長

議

長